

中高生の居場所づくり事業補助金 交付申請のてびき

令和7年4月 改訂

福岡市こども未来局こども健全育成課

交 付 申 請 の て び き

1 補助金交付申請書等の作成

補助金の交付を希望する団体は、補助金交付申請書（様式第1号）を作成し、次の書類を添えて提出してください。

- ① 事業計画書（募集要項様式第1号）
- ② 事業収支計画書（募集要項様式第2号）
- ③ 事業資金計画書（募集要項様式第3号）
- ④ 実施団体の役員名簿（募集要項様式第4号）
- ⑤ 実施団体の定款または規約
- ⑥ 団体の収支決算書類、活動内容を記載したパンフレット等 ※1
- ⑦ 若者支援に関する取組み（募集要項様式第5号）※2

※1 新たに居場所事業を始め、まだ実績のない団体及び前年度に本補助金を受け、事業実施報告書を提出している団体は、提出不要です。

※2 補助期間が5年目（既存の居場所は4年目）以降の場合のみ提出してください。

- 手書きで作成する場合
様式に黒のボールペンで記入してください。（鉛筆や消せるボールペンでの記入は不可）
- Word、Excel等で作成する場合
ホームページから様式をダウンロードしてください。
（「福岡市 中高生の居場所づくり事業補助金」で検索）
- 申請書類はP3～P9に掲載の【記入例】を参考に作成してください。

2 申請書類の提出

(1) 提出するもの

- ☐ 補助金交付申請書（様式第1号）
- ☐ 事業計画書（募集要項様式第1号）
- ☐ 事業収支計画書（募集要項様式第2号）
- ☐ 事業資金計画書（募集要項様式第3号）
- ☐ 実施団体の役員名簿（募集要項様式第4号）
- ☐ 実施団体の定款または規約
- ☐ 団体の収支決算書類、活動内容を記載したパンフレット等（上記※1参照）
- ☐ 若者支援に関する取組み（募集要項様式第5号）（上記※2参照）



**補助上限額は、申請日の属する月以降の事業実施月数に応じた
月割り計算で算出します。**

※前年度から継続して交付申請を行う場合は4月末までに申請が必要です。

(2) 提出先

福岡市こども未来局こども健全育成課（福岡市役所行政棟13階）

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

電話 092-711-4188 e-mail kenzenikusei.CB@city.fukuoka.lg.jp

※事前連絡の上、持参、郵送又は電子メールにて申請書類をご提出ください。

(3) 申請書提出後の流れ

当課が申請書の内容を確認し、補助金の交付を決定した場合は、文書にて通知します。この通知は実績報告時にも使いますので大切に保管してください。

福岡市中高生の居場所づくり事業補助金交付申請書

令和 ● 年 5 月 1 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所 〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

申請者の団体名 NPO 法人 おひさま

代表者の役職名・氏名 代 表 博 多 郎

令和●年度福岡市中高生の居場所づくり事業について補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

開設頻度によって補助上限額が変わります。
補助金交付要綱「別表3」を参考に、金額を
記入してください。
年度中途の申請の場合、補助金の上限額は、
「別表3」の金額を申請日の属する月以降の
事業実施月数により月割計算した額になり
ます。

記

1 交付申請額

金 85,000円

※ 仕入税額控除分を減額して申請する場合は、
減額した後の額を交付申請額の欄に記載してください。

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 事業資金計画書
- (4) 団体の定款または規約及び役員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(団体の収支決算書類、団体の活動内容を記載したパンフレット等)

※この例では【新たに居場所を開設する団体（月に2回賃借料無し）】
を想定して説明をしています。

3 補助金を主たる収入とするため概算払いをお願いいたします。

概算払い（事前の交付）を希望される
場合は、この文言を加えてください。

令和 ● 年度 事業計画書

1 運営団体

団体名	NPO 法人 おひさま
代表者名	博 多郎
団体住所	福岡市中央区天神 1-8-1
団体連絡先 (TEL/FAX)	090-1234-5678
(PC メールアドレス)	xxxx001@gmail.com

2 事業内容

居場所の名称	フリースペース 太陽
居場所の所在地	福岡市中央区大名 9-9-99
利用施設名	〇〇会館 学習室および研修室
居場所の新規開設 (予定) 日	令和●年 5月12日
居場所の開設頻度	月2回
居場所の開設日・開設時間	第2, 第4日曜 13:00~18:00
責任者名 (複数可)	博 多郎, 中州 花子
補助スタッフ予定人数・氏名	7人 川端 一郎、福岡 博美、黒田 官太、山田 太郎 鈴木 次郎、佐藤 英恵、田中 博子

すでに開設している場合は「開設済み」と書いてください。

3 事業概要

※事業の目的、対象者や活動内容、その効果等について具体的にご記入ください。

【事業の目的】

子どもたちが自由に過ごすことのできる居場所づくり

【対象者】

中学生・高校生・中高生世代の若者

【活動内容】

ボードゲームやトランプなどの遊び道具を通してスタッフや他の利用者と交流する。

勉強での利用の場合は奥の研修室を利用できる。

月2回の活動のうち、1回はクラフトや調理などの企画を用意する。(参加は任意とする。)

【中高生が参加しやすくなるための工夫】

大学生や専門学校生など利用者より少し上の年代の若者にスタッフとして従事してもらい、中高生が話しかけたり相談したりしやすい雰囲気を作るよう努める。

【活動の効果】

交流を重ねることで信頼関係が生まれ、利用者の心の安定を促したり、何か困ったことがあった時に相談したりできる場となり得る。

この例では申請日が5月1日であるため申請日より前の経費は補助対象経費にはなりません

4 年間事業計画

実施 時期	取組項目	金額 (円)	積算内容
4月	開設準備	5,000	チラシ印刷費 5,000 円
5月	居場所の開設 (12, 26) 室内遊び・制作活動・自習など	109,800	備品購入費 A 60,000 円、B 40,000 円、 消耗品費 5,280 円、材料費 1,000 円、 傷害保険料 1,120 円、スタッフ交通費 2,400 円
6月	居場所の開設 (9, 23) 室内遊び・制作活動・自習など	4,520	材料費 1,000 円、傷害保険料 1,120 円 スタッフ交通費 2,400 円
7月	居場所の開設 (14, 28) 室内遊び・制作活動・自習など	4,520	材料費 1,000 円、傷害保険料 1,120 円 スタッフ交通費 2,400 円
8月	居場所の開設 (11, 25) 室内遊び・制作活動・自習など	4,520	材料費 1,000 円、傷害保険料 1,120 円 スタッフ交通費 2,400 円
9月	居場所の開設 (8, 22) 室内遊び・制作活動・自習など	9,520	チラシ印刷費 5,000 円、材料費 1,000 円 傷害保険料 1,120 円、スタッフ交通費 2,400 円
10月	居場所の開設 (13, 27) 室内遊び・制作活動・自習など	4,520	材料費 1,000 円、傷害保険料 1,120 円 スタッフ交通費 2,400 円
11月	居場所の開設 (10, 24) 室内遊び・制作活動・自習など	4,520	材料費 1,000 円、傷害保険料 1,120 円 スタッフ交通費 2,400 円
12月	居場所の開設 (8, 22) 室内遊び・制作活動・自習など	5,520	材料費 2,000 円、傷害保険料 1,120 円 スタッフ交通費 2,400 円
1月	居場所の開設 (12, 26) 室内遊び・制作活動・自習など	4,520	材料費 1,000 円、傷害保険料 1,120 円 スタッフ交通費 2,400 円
2月	居場所の開設 (9, 23) 室内遊び・制作活動・自習など	4,520	材料費 1,000 円、傷害保険料 1,120 円 スタッフ交通費 2,400 円
3月	居場所の開設 (8, 22) 室内遊び・制作活動・自習など	4,520	材料費 1,000 円、傷害保険料 1,120 円 スタッフ交通費 2,400 円
合計金額		166,000	円

備品購入費はA・Bに分けて記載してください。

令和●年度 事業収支計画書

法人名ではなく居場所の名称を記入してください。

団体名（ フリースペース 太陽 ）

1 収入

科目	B 予算額	内訳
開設経費補助金	100,000	中高生の居場所づくり事業補助金
事業経費補助金	55,000	中高生の居場所づくり事業補助金
自己資金	11,000	月に2回開設で賃借料無しの場合の上限額は60,000円/年ですが、申請月以降の月が対象となりますので、5月に申請をした場合は「60,000×12分の11＝55,000円」が事業経費補助金の上限額となります。
合計	166,000	

2 支出

費目	予算額C	うち補助対象経費	積算内訳
備品購入費	100,000	100,000	補助対象 A：テーブル、椅子、本棚 60,000円 B：調理器具、ボードゲーム等40,000円
			対象外 備品購入費はA・Bに分けて記載してください
印刷費	10,000	5,000	補助対象 案内チラシ作成費5,000円
			対象外 案内チラシ作成費（申請前）5,000円
消耗品費	5,280	5,280	補助対象 ペーパータオル・ラップ・ゴミ袋・台所用洗剤・事務用品等5,280円
			対象外
材料費	12,000	12,000	補助対象 工作・調理材料費1,000円/回×10回 クリスマス時材料費2,000円
			対象外
傷害保険料	12,320	12,320	補助対象 1,120円/月×11ヶ月
			対象外
交通費A	26,400	26,400	補助対象 600円×2名/回×22回
			対象外
合計	166,000	161,000	

金額は一致していますか？

令和●年度 事業資金計画書

「事業収支計画書」の科目・費目
と一致させてください。

月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
収入	開設経費補助金		100,000										B	100,000
	事業経費補助金		55,000											55,000
	自己資金	11,000												11,000
	計	11,000	155,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	166,000
支出	備品購入費		100,000										C	100,000
	印刷費	5,000					5,000							10,000
	消耗品費		5,280											5,280
	材料費		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	1,000	1,000	1,000	12,000
	傷害保険料		1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	12,320
	交通費A		2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	26,400
														0
														0
		A												0
	計	5,000	109,800	4,520	4,520	4,520	9,520	4,520	4,520	5,520	4,520	4,520	4,520	166,000
差引残高		6,000	51,200	46,680	42,160	37,640	28,120	23,600	19,080	13,560	9,040	4,520	0	0

P7のBの金額と一致していますか？

P7のCの金額と一致していますか？

P6のAの金額と一致していますか？

差引残高＝前月差引残高＋当月収入計－当月支出計

若者支援に関する取組み

(団体名 **フリースペース 太陽**)

- 1 若者の生活習慣、コミュニケーション能力、自主性・自立性、社会性などを高め、健全育成や自己形成を支援する取組みの内容（当てはまるものに○）

- (1) 体験活動

- ## (2) 文化・スポーツ活動

- ③ 学習支援

- (4) その他 ()

補助期間が5年目（既存の居場所は4年目）以降の
場合のみ、この書類を提出してください。

(1)～(4)の具体的な内容を記載

研修室を学習スペースとして開放し、勉強を見たり、進路についての相談を受けたりできるように、利用者に年齢に近い大学生・専門学生スタッフを常駐させる。また、学校や塾のような雰囲気ではなく、雑談や息抜きができて気軽に利用しやすいように、フリードリンクやおやつを置いて音楽を流すなどの環境づくりも工夫する。

- 2 1の取組みのねらい、期待される効果などを自由に記載

居場所の所在地である中央区は、図書館の自習スペースが狭いうえ、中高生が気軽に利用できるカフェもなく自習場所に困っているという話を聞いた。学習スペースを提供することで、新規の中高生の利用者が 증가することが期待される。

また、コミュニケーションが苦手な子も、自習だと通いやすく、その中で徐々にスタッフとの信頼関係を築いていきたいというねらいがある。

【費目別の補助対象経費】

1 開設経費補助金について

○ 補助対象経費

費目	内訳
工事費	建物の改修・増築に係る費用 ※事業実施に最低限必要な改修に限ります。 【該当する工事の例】 ・家屋の壊れた部分の補修工事 ・棚等の製作・設置工事 ・畳をフローリング化する改修工事 ・手洗いの設置等の増築工事
備品購入費 A	価格が1万円以上かつ、耐用年数が2年以上の備品を購入する費用 ※事業実施のために最低限必要で、中高生を中心とした若者の非行防止・健全育成を図るために必要なものに限りします。 ※市長が補助対象とすることが適当でないと判断するものは、補助対象外とします。 【補助対象外とする備品の例】・ゲーム機器、ゲームソフト類・テレビ
備品購入費 B	別表に定める備品を購入する費用

※購入予定の備品の内訳について、補助申請の前にこども未来局担当課と必ず協議してください。

○ 別表：価格が1万円未満であっても備品と定義するもの

物品名
書籍類
トランプ等のカードゲーム類
オセロ、将棋等のボードゲーム類
バレーボール、卓球のラケット等のスポーツ用品
机、いす、棚、カーペット等の家具類
活動に必要な家電類
活動に必要な器具類（紙皿等の繰り返し使用できないものを除く）

2 事業経費補助金について

○ 補助対象経費

費目	内訳
会場費 A	通常使用する居場所事業実施会場を借りるための費用 ※自宅（代表者に限らずスタッフの自宅を含む。）や他の事業に使用する事務所の場合、対象外とします。
会場費 B	特別企画等で通常とは異なる会場を一時的に使用するための費用 【会場費 B の対象となるものの例】 ・スポーツイベントのために体育館を借りた場合の使用料など
光熱水費	事業に利用した電気・ガス・水道の費用 ※自宅や他の事業に使用する事務所の場合、補助対象外とします。
印刷費	居場所の広告宣伝のためチラシ・ポスター等を作成、印刷する費用
消耗品費	消耗品（価格が 1 万円未満のもの。備品を除く。）を購入する費用 【消耗品費の対象になるものの例】 ・筆記用具等の事務用品の購入費用 ・野外活動等で使用した使い捨て容器等の購入費用 ・調理用具、掃除用具、包装資材（ラップなど）等の購入費用
備品購入費 B	別表に定める備品を購入する費用
材料費	事業で実施した調理に要した食材の実費 事業で実施した工作、手芸等の材料費
会議食糧費	事業に伴う会議及び研修のための茶菓代 ※ <u>1 人あたり 200 円／回を上限</u> とします。 ※会食代、スタッフの飲食代は、補助対象外とします。
交通費 A	スタッフが事業の実施のため、自宅から事業実施場所への移動に要した費用 ※1 人 1 日当たり 2,619 円を上限とします。
交通費 B	居場所の事業に関連した勉強会等への移動に要した費用（他の居場所団体との交流、スタッフの研修及び講演会への出席等） ※ガソリン等の燃料代は、補助対象外とします
傷害保険料	利用者を対象とするもので、かつ、死亡・後遺障害、入院及び通院を保障する保険料 ※責任者及びスタッフのみを対象とするものは、補助対象外とします。
通信費	電話代、郵便切手代、インターネット料金等。ただし、自宅（責任者に限らずスタッフの自宅を含む。）や他の事業に使用するための経費を除く。

問い合わせ

福岡市こども未来局こども健全育成課

電 話 092-711-4188

FAX 092-733-5534

E-mail kenzenikusei.CB@city.fukuoka.lg.jp

住 所 〒810-8620

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所行政棟 13 階